

令和5年5月23日

経営者保証にかかる取組方針

信州諏訪農業協同組合

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況・回収可能性、財務情報の開示状況、信用保証制度の利用等について総合的に判断する中で、経営者保証を求めないことについて、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

農業者等との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、主たる債務者と保証人に対して個別具体的に説明を行います。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対して個別具体的に説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。